

インサイダー取引防止規程

(総則)

第1条 この規程は、当会社の役職員等に関連したインサイダー取引を未然に防止するため、当会社の役職員等が遵守すべき基本的事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は以下の通りである。

- (1) 「役職員等」とは、以下の者を指す。
 - ① 当会社の取締役
 - ② 当会社の社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、執行役員
 - ③ 当会社の顧問
 - ④ 当会社の従業員（当会社と雇用又は委任に関する契約のある者であって正規従業員、臨時従業員、パートタイマー等その他名称の如何にかかわらず、当会社の従業員に相当する者として認められる者）
 - ⑤ 当会社と指揮命令に関する契約を締結している派遣社員
 - ⑥ 当会社への出向者
 - ⑦ 当会社から出向している者
 - ⑧ ①乃至⑦に該当する者であって退任又は退職後1年以内の者
- (2) 「上場会社等の特定有価証券等」とは、国内外を問わず、株券、新株予約権証券又は社債券等で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他一定の有価証券の発行者の株券、新株予約権証券、社債券その他一定の有価証券等を指す。
- (3) 「売買等」とは、売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又はデリバティブ取引等を指す。
- (4) 「公開買付け等に係る株券等」とは、国内外を問わず、一定の公開買付等に係る、株券、新株予約権付社債券等で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他一定の有価証券等を指す。
- (5) 「買付け等」とは、株券その他一定の有価証券等の買付けその他一定の取引等を指す。
- (6) 「売付け等」とは、株券その他一定の有価証券等の売付けその他一定の取引等を指す。
- (7) 「株券等の処分」とは、上場会社等の特定有価証券等の売却及びその他の有償の譲渡並びに公開買付等に係る株券等の売付け等を指す。
- (8) 第2号乃至第7号への該当性に疑義が生ずる場合は、担当役員（第7条に規定する担当役員をいう。第4条乃至第6条において同じ。）の判断による。

(株券等の売買等の禁止)

- 第3条 役職員等は、上場会社等の特定有価証券等の売買等を行ってはならない。
- 2 役職員等は、公開買付け等に係る株券等に係る買付け等又は売付け等を行ってはならない。
- 3 前二項の行為については、如何なる名義によるものであっても、役職員等の自己の計算に係る場合には、当該役職員等が自ら行った行為として扱う。

(株券等の処分)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、役職員等は、事前に担当役員の許可を得た場合に限り、株券等の処分を行うことができる。
- 2 役職員等は、前項の場合、あらかじめ所定の申請書に必要事項を記載の上、担当役員に提出し、許可を得なければならない。
- 3 担当役員は、役職員等から前項の申請を受けた場合、当該処分の対象となる株券等の内容、当該役職員等の職位、稼働内容及び金融商品取引法（以下「金商法」という。）上の未公表の重要な事実の存否その他諸般の事情を総合考慮の上、当該株券等の処分が、国内外を問わず、金商法上禁止されているインサイダー取引及びこれに類する取引に該当するおそれがないと合理的に判断できる場合に限り、当該株券等の処分を許可することができる。

(役職員等の配偶者等の株券等の売買等の禁止)

- 第5条 役職員等は、自己の配偶者及び自己と同居する親族（親族に準じる者を含む。以下、併せて「配偶者等」という。）に、前二条の規定を遵守させなければならない。但し、配偶者等のうち担当役員が許可した者は除く。

(上場会社等の特定有価証券等の保有リストの提出)

- 第6条 役職員等は、担当役員の求めに応じて、自己及び配偶者等が保有している上場会社等の特定有価証券等のリストを担当役員に提出しなければならない。

(担当役員の選定)

- 第7条 担当役員は、代表取締役又は代表取締役の指定する執行役員以上の者とする。但し、第4条第2項の申請者となる者を除く。
- 2 前項の担当役員は、以下の職責を負う。
- (1) 第2条第8号に定める判断
- (2) 第4条第1項に定める許可

- (3) 第5条但書に定める許可
- (4) 第6条に定める上場会社等の特定有価証券等のリストの徵求

(懲戒処分)

第8条 当会社は、この規程に違反した者を懲戒処分に付する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2007年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、2011年10月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2013年3月14日から改正施行する。
- 4 この規程は、2024年3月27日から改正施行する。